

大分県報

平成二十八年
第二七六一号
三月十一日

（金曜日）

目次

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....	一
指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....	五
介護老人保健施設の開設許可.....	七
介護老人保健施設の廃止.....	七
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	七
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧（二件）.....	八
土地改良法による換地処分.....	八
森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間.....	八
森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項.....	九
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項.....	九
道路区域の変更.....	一〇
道路の供用開始.....	一〇
監査公表	一〇
監査結果に関する措置状況の公表.....	一〇
公告	一六
土地改良区の役員の就退任.....	一六
土地改良区の役員の退任.....	一七
正誤	一七
昭和四十九年四月二十六日付け大分県報第四九五五号に登載の大分県規則第二十七号（大分県公害紛争処理条例施行規則）中の訂正.....	一七

○告 示

大分県告示第百二十一号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬 貞

事業者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人善信会	日田市大字十二町四七四一	あいのてる丘デイサービス	日田市大字十二町四八四一三	通所介護・介護予防通所介護	平二七・一二・一
"	"	あいのてる丘ヘルパーステーション	"	訪問介護・介護予防訪問介護	"
大分部品株式会社	佐伯市大字堅田二一五五番地	大分部品株式会社ひまわり竹田居宅介護支援事業所	竹田市菅生字木ノ上一六九一二	居宅介護支援	平二七・一一・一
合同会社ラ イフサポート310	別府市立田町三五四三番地六	介護サポートセンターえにし	別府市立田町三五四三番地六	"	平二七・一〇・一
有限会社ラ イフサービス	別府市上人本町一番一五号	介護保険サービスセンタースマイル	別府市上人本町一番一五号	"	平二七・五・二五

社会福祉法人千寿会	別府市石垣西二丁目一番三一号	(介護予防)シヨール トステイ別府石垣園	別府市石垣西二丁目一番三一号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平二七・六・一	社会福祉法人みずほ厚生センター	白杵市大字江無田一―一九番地の五	四季の郷「輝」デイサービスセンター	白杵市大字戸室大迫九三七番地	通所介護・介護予防通所介護	平二七・五・一
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一	杵築市介護老人保健施設グリーンケアやまが	杵築市山香町野原一六一二番地一	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平二七・五・一	医療法人誠雅会	中津市三光土田一二四三―四	指定居宅介護支援事業所さつき苑	中津市三光土田一二四三―四	居宅介護支援	平二七・一〇・一
株式会社ヒューマン・トータルケア	宇佐市大字別府一六番地の五	共生型デイサービス懐	宇佐市大字別府一六番地の五	通所介護・介護予防通所介護	平二七・一一・一	社会福祉法人聖信会	中津市大字植野二四一番地	社会福祉法人聖信会シヨールステイさ蔭	中津市大字植野二四一番地一	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	〃
株式会社サンドリーム	東京都葛飾区細田五―一五―六	居宅介護支援援クラシオテラスくにさきゆめ桜	国東市武蔵町系原三八七六―五エアポルトヒルズII二〇二号	居宅介護支援	平二七・三・三	医療法人咸宜会	日田市淡窓二丁目五番一七号	通所リハビリテーションシヨールさんか	日田市淡窓二丁目五番一七号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平二七・九・一
社会福祉法人百徳会	佐伯市大字狩生四一八番地二	ケアプランセンター佐伯の太陽	佐伯市駅前一丁目一〇二〇二番一	〃	平二七・七・一	株式会社あかり	佐伯市戸穴七三三番地一	デイサービスおとなの学校	佐伯市戸穴七三三番地一	通所介護	平二七・四・一
医療法人咸宜会	日田市淡窓二丁目五番一七号	ケアプランセンターさんか	日田市淡窓二丁目五番一七号	〃	平二七・八・一七	株式会社瑞明	別府市大字鉄輪字大平井一二九番地二	デイサービススカんなわ	別府市大字平道字尾長一〇〇二番四	通所介護・介護予防通所介護	平二七・三・一〇
医療法人豊堂	日田市大字十二町五九五番地の一	ケアプランほうどう	日田市玉川町五九五―一	〃	平二七・八・一	樹の里株式会社	佐伯市蒲江大字畑野浦二七九八番地	デイサービス樹の里	佐伯市弥生大字井崎字中道九五七番地	〃	平二七・二・一
株式会社桜手鞠	別府市大字鶴見四〇五〇番地の一九四	さくらステーション	別府市扇山二一組一	訪問看護・介護予防訪問看護	平二七・一二・一						

株式会社寿	津久見市大字 日見一一五八 番地	デイサービス ス寿楽	津久見市大 字千怒一五 三三番地	"	平二七・三・一八	医療法人秋 水堂	日田市南元町 六番四一號	デイサービス ス踏青	日田市南元 町三〇四番 二	通所介護・介 護予防通所介 護	平二七・五・一九
株式会社え ん	津久見市徳浦 本町二番一六 号	デイサービス スセンター えん	津久見市津 久見一四八 七番地一	"	平二七・三・九	サンヒルズ 株式会社	別府市鉄輪東 一組	デイサービス スユニコー ンかなわ	別府市鉄輪 東一組	通所介護	平二七・一〇・一
有限会社夕 イカイ産業	宇佐市大字長 洲三九番地	デイサービス スセンター おうま	中津市合馬 字池ノ手二 番地一	"	平二七・四・一	社会福祉法 人孝寿福祉 会	竹田市直入町 大字長湯九〇 六七番地四	特別養護老 人ホーム美 晴が丘	竹田市直入 町大字長湯 九〇六七番 地四	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平二七・四・一
株式会社幸 の会	大分市仲西町 一丁目一番二 四号	デイサービス スセンター 別府中島	別府市中島 町二二二	通所介護	平二七・六・一	株式会社や のたけ	佐伯市弥生大 字門田一七三 番地一	番匠のしら べ指定通所 介護事業所	佐伯市弥生 大字門田一 七三番地一	通所介護・介 護予防通所介 護	平二七・一一・一
有限会社恵 の会	大分市仲西町 一丁目一番二 四号	デイサービス スセンター まれぞら	速見郡日出 町大字豊岡 字辻間六一 〇〇番二五 〇	"	平二七・五・二〇	"	"	番匠のひか りヘルパー 事業所	"	訪問介護・介 護予防訪問介 護	"
株式会社山 の会	大分市仲西町 一丁目一番二 四号第一森和 ビル一〇三号 室	デイサービス スセンター 袖寿里	速見郡日出 町三五六八 一二	"	平二七・一一・一	医療法人明 石会	佐伯市長島町 二丁目一八番 二四号	ひととき	佐伯市長島 町二丁目三 八〇番地	居宅介護支援	平二七・二・六
医療法人鶴 玲会	国東市国東町 田深六六五番 四	デイサービス スセンター 輪	国東市国東 町田深六六 五番一	通所介護・介 護予防通所介 護	平二七・一〇・一	株式会社工 ヴァ・ライ フ	福岡県北九州 市小倉南区蒲 生四丁目五 六	ベストケア 宇佐	宇佐市大字 四日市字駄 廻四〇八一 一	福祉用具貸 与・介護予防 福祉用具貸与	平二七・四・一
株式会社秀	別府市大字鶴 見字古殿四三 四番一	デイサービス スセンター わだち	別府市大字 鶴見字古殿 四三四番二	通所介護	平二七・五・一	"	"	特定福祉用具 販売・特定介 護予防福祉用 具販売	"	"	"
株式会社ラ イト・ケア	別府市大字鶴 見四三六二番 地の四	デイサービス ス大宮司	別府市大字 鶴見字大宮 司五四三 四	"	"	日本ケア・ テック株式 会社	大分市大字光 吉三六二番地 F n c t ビル二	別府ケア ナーシング	別府市亀川 四の湯二区 一―五	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平二七・一一・一

平成二十八年三月十一日

大分県報(告示)

株式会社えん	株式会社希望	株式会社寿	社会福祉法人直心会	デイリーライフ合同会社	有限会社中田水産	三貴株式会社	株式会社サンドリーム
津久見市徳浦本町二番一六号	佐伯市字女島七四三九	津久見市大字日見一一五八番地	中津市三光森山八二三番地二	速見郡日出町大字大神四四六一番地の三	国東市国見町伊美三五二八一一	白杵市大字浜六六四番地四	東京都葛飾区細田五一一五六一
ヘルパーステーション えん	ヘルパーステーション きぼう	ヘルパーステーション 寿楽	ヘルパーステーション 箭海荘	ヘルパーステーション デイリーライフ	ヘルパーステーション テーシヨンの花ゆり	ヘルパーステーション ほっとはーと	訪問介護クらしオテラスくにさきゆめ桜
津久見市津久見一四八七一一	佐伯市字女島七四三九	津久見市千怒一五三三番地	中津市三光森山八一〇番地一	速見郡日出町大字大神四四六一番地の三	国東市国見町伊美三五二九一一	白杵市大字市浜六六四番地四	国東市武蔵町糸原三八七六一五エアポルトビルズⅡ二〇二号室
訪問介護・介護予防訪問介護	〃	〃	〃	〃	〃	訪問介護	訪問介護・介護予防訪問介護
平二七・三・九	平二七・七・一	平二七・二・一三	平二七・四・一	平二七・九・一	平二七・八・一	平二七・五・一	平二七・二・一
株式会社あかり	有限会社イカイ産業	樹の里株式会社	特定非営利活動法人たながく	特定非営利活動法人C S O おおい	株式会社かやき	株式会社丸三燃料	〃
佐伯市戸穴七三三番地一	宇佐市大字長洲三九番地	佐伯市蒲江大字畑野浦二七九八番地	福岡県久留米市上津一丁目二二一一〇	豊後大野市千歳町前田一一六〇番地	宇佐市大字四日市八五一一	中津市大字下池永八四〇番地の二	〃
訪問介護事業所あかり	訪問介護事業所おうま	訪問介護ステーション 樹の里	訪問看護ステーション 宇佐	訪問看護ステーション フェリス	ホームヘルプサービス かがやき	丸三グロリア デイサービス	丸三グロリア ホームヘルプサービス
佐伯市野岡町一丁目五番五号増永ビル	中津市合馬字池ノ手二番地一	佐伯市弥生大字井崎字中道九五七番地	宇佐市四日市二〇一鶴岡コーポD号	豊後大野市千歳町前田一一五七番地	宇佐市大字四日市八五一一一	宇佐市大字芝原一四七番地	〃
訪問介護	訪問介護・介護予防訪問介護	〃	訪問看護・介護予防訪問看護	〃	訪問介護・介護予防訪問介護	通所介護・介護予防通所介護	訪問介護・介護予防訪問介護
平二七・四・一	平二七・三・一六	平二七・二・一	平二七・四・一	平二七・三・一	〃	平二七・二・一	平二七・六・一五

社会福祉法人同心会	白杵市大字大泊二二〇番地	緑の園デイサービスセンターやすらぎ	白杵市大字諏訪二八九番地の一	通所介護・介護予防通所介護	平二七・五・一	株式会社かがやき	別府市大字鶴見二六七〇番地の三四	かがやき訪問介護ステーション	別府市大字鶴見二六七〇番地の三四	訪問介護・介護予防訪問介護	平二七・一〇・一
社会福祉法人平成会	日田市大字渡里字熊取一五六番	ユニット型ショートステイサービス花月園	日田市大字渡里字熊取一三三番一(日ノ出町)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平二七・九・一	株式会社きのか	日田市大字高瀬五六二一三	居宅介護支援事業所木の香	日田市大字高瀬五六二一三	居宅介護支援	平二七・一〇・三一

大分県告示第百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項、第八十二条第二項及び第十五条の五第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

事業者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日	株式会社クローバーライフ	佐伯市弥生大字尺間四八七番地	クローバーデイサービス	佐伯市弥生大字尺間四八七番地	通所介護・介護予防通所介護	平二七・五・一七
医療法人由雅仁会	日田市天瀬町赤岩二〇番地	天瀬温泉病院	日田市天瀬町赤岩二〇番地	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平二七・三・三一	株式会社クローバーライフ	佐伯市弥生大字尺間四八七番地	クローバーデイサービス	佐伯市弥生大字尺間四八七番地	通所介護・介護予防通所介護	平二七・五・一七
医療法人ニコ診療所	豊後大野市三重町小坂四一六九一	おさか養生園	豊後大野市三重町小坂一三一九	通所介護・介護予防通所介護	平二七・五・三一	株式会社おひさまケアセンター	佐伯市上浦大字最勝海浦六〇〇六	株式会社おひさまケアセンター	佐伯市上浦大字最勝海浦六〇〇六	訪問介護・介護予防訪問介護	平二七・八・五
社会福祉法人人生愛会	別府市大字鉄輪一〇六八番地	介護保険サービスセンターゲンジヨウ	別府市大字鉄輪一〇六八番地	居宅介護支援	平二七・四・一	社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会	佐伯市向島一丁目一番三号	佐伯市協同介護保険サービスセンター「なおかわ」	佐伯市直川大字赤木一三三五番地	居宅介護支援	平二七・五・一

平成二十八年三月十一日

大分県報（告示）

社会医療法人小寺会	佐伯市常盤東町六番三〇号	佐伯中央病院訪問リハビリステーション	佐伯市常盤東町六番三〇号	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平二七・四・一六	社会福祉法人大樹会	玖珠郡九重町大字右田三二五六―七	デイサービスセンターはるかぜ	玖珠郡玖珠町大字帆足二一八九―一	〃	〃
医療法人野中内科クリニク	福岡県築上郡上毛町一〇五〇番地一	指定居宅介護支援事業所さつき苑	中津市三光土田一二四三―四	居宅介護支援	平二七・九・三〇	社会福祉法人安岐の郷	国東市安岐町下山口五八番地	デイサービスセンターむさし苑	国東市武蔵町糸原二三六八番地一	〃	〃
社会福祉法人由布市社会福祉協議会	由布市庄内町庄内原三六五番地一	庄内町訪問介護センターほのぼの	由布市庄内町庄内原三六五番地一	訪問介護・介護予防訪問介護	〃	有限会社恵の会	大分市仲西町一丁目一番二四号	デイサービスセンターめぐみ	別府市中島町一二番二一号	通所介護	平二七・三・二
生活協同組合コープおいた	大分市青崎一丁目九番三五号	生活協同組合コープおいた介護センター（福祉用具貸与事業所）	白杵市大字白杵字祇園洲九一―一六	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平二七・三・三一	有限会社ケアフアクトリー	千葉県千葉市花見川区さつきが丘二―一―一―一―三	デイサービススなかゆくい	別府市石垣西二―一―一五〇	通所介護・介護予防通所介護	平二七・一〇・三一
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	〃	医療法人大生会	杵築市大字大内字塩浜七六九五番地一	デイサービスス蜜桃	杵築市大字大内七六九六番地一	〃	平二七・六・三〇
医療法人鶴林会	日田市城町一丁目二番六一号	通所介護けいりん	日田市城町一丁目二番六一号	通所介護・介護予防通所介護	平二七・四・三	特定非営利活動法人笑顔	杵築市山香町大字野原一六八二番地一	ハートフルケア笑顔	杵築市山香町大字野原一六八二番地一	介護予防訪問介護	平二七・三・三一
株式会社いっつわ	佐伯市大字木立五五二番地二	デイサービスいきいき	佐伯市大字木立五五九七番地一	〃	平二七・二・二八	有限会社恵の会	大分市仲西町一丁目一番二四号	速見デイサービスセンター	速見郡日出町三五六八番地二	通所介護	平二七・五・一九
株式会社C I J ウェーブ	高知県四万十市具同田黒三丁目八番一〇号	デイサービスおとなの学校	佐伯市戸穴七三三番地一	〃	平二七・三・三一	株式会社もみじ坂	別府市大字南立石二二七〇番地の一―五〇五	ヘルパーステーションもみじ坂	別府市天満町二―一―一七	訪問介護・介護予防訪問介護	平二七・一・三一

株式会社C I J ウェー ブ	高知県四万十 市具同田黒三 丁目八番一〇 号	訪問介護事 業所なのは な	佐伯市弥生 井崎一〇七 四	"	平二七・三・三一
"	"	訪問介護事 業所フェ ニックス	佐伯市戸穴 七三三番地 一	"	"
有限会社ア イエルシー	白杵市大字市 浜六六四―四	訪問介護ス テーション アイ	白杵市大字 市浜六六四 ―四	"	平二七・四・三〇
有限会社メ モリード	豊後大野市三 重町赤嶺梶原 下九三九番地	有限会社メ モリード	豊後大野市 三重町赤嶺 梶原下九三 九番地	福祉用具貸与	平二七・六・一一
医療法人二 豊会	国東市国見町 伊美一九六八 番地	ローズガ デン訪問看 護ステー ション	別府市野口 元町一七七 五番地	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平二七・四・一

大分県告示第百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。
平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

<p>大分県告示第百二十四号</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から廃止の届出があった。 平成二十八年三月十一日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>					
開設者の名 称又は氏名	主たる事務所 の所在地	施設の名称	施設の所在 地	サービスの種 類	廃止年月日
医療法人野 陽会	宇佐市大字南 敷田七〇五一	小野内科病 院	宇佐市大字 南敷田七〇 五一	介護療養型医 療施設	平二七・四・三〇
開設者の名 称又は氏名	主たる事務所 の所在地	施設の名称	施設の所在 地	サービスの種 類	辞退年月日
医療法人C TC	豊後大野市千 歳町新殿七八 一番地一	介護老人保 健施設ひろ せ	豊後大野市 千歳町新殿 七七一番地 一	"	平二七・五・三一

大分県告示第百二十五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。
平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療法人豊和会	竹田市久住町大字久住六二六八番地	久住加藤医院	竹田市久住町大字久住六二六八番地	〃	平二七・三・六
医療法人みらい会	白杵市大字白杵一八〇番地	城下町病院	白杵市大字白杵一八〇番地	〃	平二七・一・三〇

大分県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）（鳥獣侵入防止施設整備）	弥生第一地区	平二八・三・一一から平二八・三・三一まで	佐伯市役所

大分県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）	弥生第二地区	平二八・三・一一から平二八・三・三一まで	佐伯市役所

大分県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業“ゆめ”タウンこのえ地区菅原工区の換地処分をした。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第百二十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成二十八年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当

該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければならない虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

大分県告示第百三十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めた場合は除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければならない虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

大分県告示第百三十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成二十八年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

平成二十八年三月十一日

大分県報（告示）

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由
 一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項
 1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認し、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年三月十一日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
		大分県知事 広 瀬 勝 貞		

大分県告示第百三十三号		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。	
その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月十一日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道白丹竹田線	竹田市久住町大字添ヶ津留字鴨獅子三八六番八から竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木三三四まで	平成二八・三・一一	
	竹田市久住町大字添ヶ津留字鴨獅子三八六番八から竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木三三四まで	平成二八・三・一一	

○監 査 公 表

監査委員公表第586号
 平成27年12月4日付付監査第700号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事及び教育長、公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 3月11日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 御 手 洗 吉 生
 大分県監査委員 玉 田 輝 義

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(総務部)		
南部振興局	平成27年 5月25日から 平成27年 5月27日まで 平成27年 6月16日	指摘事項 漁港施設占用許可において、許可を受けた者以外の者の施設が、長期にわたって当該占用区域に設置されている事例が認められた。 措置状況 既に、許可を受けた者の所有となるように指導しており、今年度中の改善を目指している。今後は、漁港施設の利用実態を常に把握し、適正な許認可に努める。 また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。
(農林水産部)		
農山漁村・担い手支援課	平成27年 8月 4日 平成27年 8月24日	指摘事項 会議資料の作成において、カラーコピーを発注したことにして、実際は印刷製本した冊子に差し替えて納品させている事例が認められた。 措置状況 用品に関する法令や、用品の区分・発注手順等を再度確認したうえで課内の全職員へ注意喚起を行うとともに、職場研修を実施し、事務処理適正化に向けた意識啓発を行った。

今後は、事前に所属の予算担当者や用度管理課、審査・指導室担当者に相談、協議するよう呼びかけ、同様の事態が発生しないよう、チェック体制を強化する。

(教育庁)

教育財務課	平成27年 7月 9日 平成27年 8月 7日	指摘事項 研修業務委託において、仕様書に定めた回数よりも実施回数が少ないにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。 措置状況 当該委託業務については、受託者から委託料のうち未実施部分相当額を返納させた。今後の方針は、次のとおりである。 ア 業務の進行管理を適時適切に行い、必要に応じて受託者と協議し変更契約を締結することを徹底する。 イ 検査においては、仕様書で定められた条件が履行されているかを複数の職員(担当者・検査員)で確実にチェックする。 ウ 再発防止のため、委託業務における進行管理や検査の実施に関する職場研修を行う。
-------	----------------------------	---

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(総務部)		
行政企画課	平成27年 7月 7日 平成27年 8月26日	注意事項 旧大分県立三重病院の電気契約について、貯水槽用ポンプの運転を停止し再開の見通しが立たないにもかかわらず、ポンプの低圧電力契約を見直さないまま基本料金を払い続けていた事例が認められた。 措置状況 ポンプの低圧電力契約について、速やかに解

		<p>除することともに、所轄消防本部に、廃止施設として消防設備設置義務がないことを確認した。今後は、未利用施設における電力や水道等の契約が、施設や設備の利用状況に応じた契約内容になっていくかの確認に努めるとともに、周知徹底を図るため、各財産所管課に通知した。</p>		<p>注意事項② 立木の物件移転補償契約について、伐採した木材を起業地外に移転させないまま支払を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況② 農林基盤部及び総務部内会議において、全ての伐採木の起業地外持出しまでを確認（写真撮影）後に、支払手続を行うことを徹底した。併せて、支出証拠書類（写真）のチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>
<p>税務課</p>	<p>平成27年7月7日 平成27年8月26日</p>	<p>注意事項 広告掲載に係る契約金について、調定事務が遅延したため、契約書で定めた期限から4か月以上遅れて収納している事例が認められた。</p> <p>措置状況 引継事務を徹底することともに、庶務担当班で契約一覧表を作成し、進捗管理を行い、契約担当班とも情報共有を図ることで、複数人での管理を実施し、再発防止に努める。</p>		<p>注意事項③ 公用車に損害をまじさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 交通事故防止については、局内部長会議や交通安全講習会の開催等を通じて、日頃から職員に對して注意喚起を行っているが、改めて局内部長会議において交通法規の遵守と交通事故防止の徹底を指示し、平成28年1月には、交通安全講習会を開催した。</p> <p>また、局内衛生委員会で事故事例を元に原因分析や防止方法を検討するとともに、各部、班総括会議の際に職員に周知した。</p> <p>今後は、公用車を使用する際は、上司等が安全運転の声かけを行い、同乗の職員がいる場合は、車両の後退時に誘導する等して、事故の再発防止に努める。</p> <p>また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>
<p>中部振興局</p>	<p>平成27年6月23日から 平成27年6月25日まで 平成27年7月7日</p>	<p>注意事項① 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 手当の未支給については過年度処理となるため、総務事務センターへ遡及追給を依頼し、対象者へ支給した。</p> <p>また、用地交渉の定義について、農林基盤部内会議において再確認を行い、手当の入力を職員に徹底させるとともに、部サーバー内に、用地交渉の日付、参加者、手当等の入力時期を記すファイルを設置し、チェック機能を強化した。当共有への記録に記録することで、ファイルそのものへの記録及び手当等にかかる入力漏れを職員相互にチェックできるようにした。併せて、どの協議が用地交渉にあたるかについても確認できるようにしている。</p> <p>また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>	<p>西部振興局</p> <p>平成27年6月9日から 平成27年6月11日まで 平成27年7月2日</p>	<p>注意事項① 現金収納事務において、証紙売払代金等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいた事例が認められた。</p>

	<p>められた。</p> <p>措置状況① 出納員、会計審査指導職員及び担当者の全員が会計規則第40条の規定を正しく理解した。今後は、この3者により常に現金の保管期間と保管金額の確認を徹底して再発防止を図り、会計規則第40条の規定に則した適正な現金の保管を行う。 また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>		<p>今後は、毎月の実績入力期限内に入力漏れがないよう、農林基盤部各班総括から班員へ注意喚起を行うとともに、総務部において総務事務システムから特殊勤務手当実績入力一覧表を作成し、農林基盤部で用地交渉日誌及び旅行命令簿と突合することにより、入力漏れがないか確認を行う。 また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>
	<p>注意事項② 長期臨時職員の休暇欠勤処理において、年次有給休暇の付与を誤り、本来、欠勤処理とすべきところを年次有給休暇として処理するなどして、賃金を誤支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 賃金の過払いについては、返納処理手続を行った。 今後は、募集時、採用時及び年休付与時に、根拠法令・通知に基づき的確に行っているかを人事担当及び支払担当の2者により確認することにより、賃金を誤支給することがないよう適正な事務処理に努め、事務引継書・総務部でマニュアル等に記し、以後間違いないよう努める。 また、類似の事案を防止するため、振興局次長会議にて注意喚起を行った。</p>	<p>広報広聴課 平成27年7月24日 平成27年8月10日</p>	<p>注意事項 大手町駐車場のプリペイドカードの管理について、カードを交付する際、使用者を記録していないうえ、そのカードを紛失しているにもかかわらず、事故報告書を提出していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 プリペイドカードの交付から返却及び物品出納員の確認までの手続を具体的に定め、職員に周知徹底を図るとともに、週に一度物品出納員が確認し、課長への報告を行うよう改めた。 今後とも適正な管理に努めていく。</p>
<p>北部振興局 平成27年6月2日から 平成27年6月4日まで 平成27年6月25日</p>	<p>注意事項 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 手当の未支給については過年度処理となるため、総務事務センターへ遡及追給を依頼し、対象者へ支給した。</p>	<p>観光・地域振興課 平成27年7月23日から 平成27年7月24日まで 平成27年8月10日</p>	<p>注意事項 大手町駐車場の利用について、プリペイドカード使用限度額を超えて使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況 限度額を超えた分については返納手続を済ませており、加えて、利用限度額を再度周知したところである。 担当職員による通知内容の誤認が主な原因で発生した事案であることから、今後は、担当班総括による複層的なチェックを徹底していく。</p>

(福祉保健部)		平成27年8月24日	<p>自家用車使用登録を行っていないにもかかわらず自家用車での旅行命令を発したうえ、実際には自家用車を使用せず公用車や自転車で旅行したため旅費が過支給されている事例が認められた。</p> <p>措置状況 過支給について、旅費の返納命令を行い、平成27年8月19日に返納を受けた。 また、職員全員に対して、自家用車使用登録制度、旅行命令の申請方法について周知を行った。その際、自家用車使用登録を行っていない職員で、自家用車を使用する予定がある者に対しては、自家用車登録申請書の提出を求めた。 今後は、年度当初の自家用車使用登録の確認を徹底するとともに、登録状況を毎月各班総括に配布し、旅行命令承認の都度確認することとした。</p>
<p>子ども子育て支援課</p> <p>平成27年7月3日 平成27年8月19日</p>	<p>注意事項 母子寡婦福祉資金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額も依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 償還率の一層の向上、収入未済額の縮減を図るため、平成27年度から、最終納付があった後、2年以上経過している債権にかかる回収を、他の自治体でも実績のある民間の債権回収会社に委託するとともに、この貸付金債権に特化した研修実績のある弁護士を講師に、債権回収についての研修会を開催したところであり、来年度においても引き続き実施することとしている。 また、こうした取組に加え、8月と12月の「償還強化月間」における長期・大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中的な実施、また、平成25年10月以降の貸付にかかる償還金から期限内の納付がなかった場合、違約金の徴収を行うなど、今後とも納入指導や償還の意識づけの強化を図る。 このような取組により、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めていきたい。</p>	平成27年8月3日 平成27年8月24日	<p>注意事項 非常勤職員の報酬の支出において、本来、欠勤として処理すべきところを、出勤したものとして報酬を支払うなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該職員に対して、報酬返納通知書を交付し、返納を受けた。 今後は、非常勤職員等の休暇欠勤処理等の事務処理を適切に行うよう、厳重に注意するとともに、所属の事務要領及び引継書に今回の経緯を記載して再発防止に努める。</p>
(農林水産部)		平成27年8月5日 平成27年8月24日	<p>注意事項 備品の管理について、備品管理システムによる備品使用簿の整備を行っていないなどの事例が認められた。</p>
<p>研究普及課</p> <p>平成27年8月11日 平成27年8月24日</p>	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 所属職員に対し、交通法規の遵守や安全運転について、再度の周知徹底を図った。 公用車を使用する際は、使用前に上司等が安全運転の声かけを行うとともに、同乗の職員がいる場合は、車両の後退時に誘導する等して、事故の再発防止に努める。</p>	平成27年8月3日 平成27年8月24日	<p>注意事項 備品の管理について、備品管理システムによる備品使用簿の整備を行っていないなどの事例が認められた。</p>
<p>林務管理課</p> <p>平成27年8月6日</p>	<p>注意事項</p>		

	<p>措置状況 備品管理システムに登録されている備品の現物確認を行い、確認が出来ない備品はシステムから削除し、備品システムから出力した備品使用簿と備品シールに改めて管理をしている。 今後も、定期的に現物確認を行っていくなど、引き続き現在の備品システムでの管理を徹底していく。</p>		<p>態調査の実施を行っている。 また、収入未済金の発生防止のため、返還義務者に対する納付相談の実施、滞納者の実態に応じた無理のない返還方法の見直しなど納付交渉の実施、返還義務者への奨学金の返還免除・猶予制度の周知徹底、市町村と連携した奨学金の返還免除・猶予制度の効果的運用を行っている。 今後も引き続き、滞納者に対する計画的な督促・催告による納付意識の徹底、滞納者の実態調査や適切な納付相談・納付交渉を行うとともに、市町村との連携を図りながら、返還免除・猶予制度の活用を進めることにより、収納率の向上や新たな滞納の発生防止など収入未済額の縮減に努める。</p>
<p>(土木建築部)</p>	<p>施設整備課 平成27年7月15日 平成27年8月20日</p> <p>注意事項 設計意図伝達業務委託において、対象面積の算定を誤ったために設計額が過小となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況 改修工事における設計意図伝達業務委託費の算出にあたっては、新築工事と同様の算定方法で行うよう周知徹底を行った。 今後も、適時、職員への注意喚起に努め、適切な委託料の算定に努めていく。</p>	<p>(警察本部)</p> <p>交通企画課 平成27年8月19日から 平成27年8月21日まで 平成27年8月27日</p> <p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 公用車の事故防止について、毎月開催している課内会議をはじめとするあらゆる機会を捉えて指導を実施している。 本件事故を受けて、再発防止を図るため下記のとおり指示及び教養を実施した。 ア 事故発生当日における当事者への幹部による交通安全教育 イ 会議時の指示・教養 ロ 事故発生直後の会議での今回の事故事例を示した課員への交通事故防止指示・教養 ハ 毎月の会議での他所属における交通事故事例を題材とした課員への交通事故防止教養 ニ 訓練指導者同乗による当事者への運転技</p>	
<p>(教育庁)</p> <p>人権・同和教育課 平成27年7月14日 平成27年8月7日</p>	<p>注意事項 地域改善対策奨学金貸付金の償還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 収入未済金の早期回収のため、計画的な督促・催告の実施による納付意識の徹底、滞納者に対する納付相談・納付交渉による納付意識の徹底、市町村担当者との対策会議の開催や返還事務等に関する市町村との連携強化、徴収強化月間における過年度滞納者に対する催告及び実</p>	<p>大分県報 (監査公表)</p> <p>平成二十八年三月十一日</p> <p>一五</p>	

		<p>能診断 今後も引き続き、反復継続して事故防止の指示を行うとともに、公用車は県民の貴重な財産であるとの認識の徹底を図り、公用車の交通事故防止に取組む。</p>
交通機動隊	平成27年8月19日から平成27年8月21日まで平成27年8月27日	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 毎朝の朝礼時及び白バイ・パトでの交通指導取締りの出発時に安全運転の励行を指示している。</p> <p>本件事故を受けて、再発防止を図るために下記のとおり指示及び検討会を実施した。</p> <p>ア 朝礼時に事故事例を示して指示</p> <p>イ 事例に基づき小集団活動の実施</p> <p>ウ 交通指導取締り出発前に訓練場で走行訓練を実施</p> <p>今後の取組は、次のとおりである。</p> <p>ア 確実な車両整備と運転操作の確認の実施</p> <p>イ 毎日、朝礼時に交通事故防止の注意喚起の実施</p> <p>ウ 月1回全隊員による合同訓練を実施</p> <p>エ 交通指導取締り出発前に訓練場で走行訓練を実施（継続）</p>

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、武蔵町第一土地改良区（国東市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年三月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
(退任役員)

役名	氏名	住所
理事	都留正博	国東市武蔵町丸小野一五八九番地
"	野田文人	武蔵町丸小野一九〇二番地
"	元永土人	武蔵町麻田二〇八五番地二
"	石川敏晴	武蔵町麻田四六〇番地
"	四丸 徳	武蔵町狭間四四番地
"	長吉逸男	武蔵町吉広三一七七番地
"	末綱元一	武蔵町吉広一一四八番地二
"	照山隆通	武蔵町手野七二八番地一
"	高橋和夫	武蔵町手野一九五一番地
"	厚田庄治郎	武蔵町成吉七〇二番地
"	森 秀男	武蔵町志和利一四番地一
"	郷司武士	武蔵町三井寺四〇三番地
"	清末勝生	武蔵町内田一七一一番地
"	本田幸一	武蔵町池ノ内三九八番地
"	松岡敏彦	武蔵町糸原八五〇番地
"	長野 久	武蔵町糸原一四六七番地
"	成原昭雄	武蔵町小城三三〇番地一
監事	野地良久	武蔵町吉広三三五番地
"	松原省悟	武蔵町志和利二四四番地
"	浅野正己	武蔵町内田一三二三番地

(就任役員)		役名	氏名	住 所
理事	三浦 教人	国東市武蔵町丸小野四九三番地		
"	長 廣 光 男	" 武蔵町丸小野一七一六番地二		
"	元 永 土 人	" 武蔵町麻田二〇八五番地二		
"	菅 田 純 一	" 武蔵町麻田七六一番地一		
"	四 丸 德	" 武蔵町狭間四四番地		
"	竹田津 和儀	" 武蔵町吉広一四一三番地二		
"	末 綱 藤 美	" 武蔵町吉広三一九番地一		
"	平塚 一 光	" 武蔵町手野一四三四番地一		
"	藤 嶋 英 好	" 武蔵町手野一九四二番地		
"	厚 田 庄 治 郎	" 武蔵町成吉七〇二番地		
"	林 志 津 夫	" 武蔵町志和利二六番地		
"	瀧 口 睦 雄	" 武蔵町三井寺八一〇番地		
"	大塚 金 治	" 武蔵町内田五九〇番地		
"	本 田 幸 一	" 武蔵町池ノ内三九八番地		
"	末 清 源 一	" 武蔵町糸原二二六八番地一		
"	園 田 隆	" 武蔵町糸原一六八二番地		
"	成 原 美 治	" 武蔵町小城三三〇番地一		
監事	高 井 利 則	" 武蔵町麻田七六七番地		
"	厚 田 博 士	" 武蔵町成吉六八三番地		
"	辻 榮 一	" 武蔵町糸原一四八九番地		

平成二十八年三月十一日

大分県報（公告・正誤）

一七

<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明治大分水路土地改良区（大分市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>平成二十八年三月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>(退任役員)</p>		役名	氏 名	住 所
		理事	足 立 清	大分市大字羽田九〇六番地
<p>○ 正 誤</p>				
<p>昭和四十九年四月二十六日付大分県報第四九五五号に登載の大分県規則第二十七号（大分県公害紛争処理条例施行規則）中の訂正</p>				
ページ	段	行	誤	
一	下	左から一	昭和四十五年	昭和四十年
				正